

②

令和6年

市議会 2月定例会議案
(その2)

静岡市

議 案 説 明

議案第 1 号 令和 5 年度静岡市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度の静岡市の一般会計の補正予算（第 8 号）について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、国の補正予算を活用し、物価高騰対策として、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業や、給食費負担軽減事業に要する経費のほか、子育て支援・教育環境の充実として、小中学校特別教室空調設備整備事業に要する経費や、防災・減災、国土強靱化として、静岡型災害時総合情報サイト構築事業に要する経費の増額等を計上した。

この結果、補正予算の総額は、9,034,832 千円の増額となった。

歳出の補正の主なものは、社会福祉費 8,406,493 千円、中学校費 1,174,981 千円、総務管理費 1,081,493 千円等の増額、企画費 2,102,341 千円、保健予防費 1,277,723 千円、清掃費 488,805 千円等の減額である。

歳入の補正の主なものは、国庫支出金 8,340,608 千円、市税 1,000,000 千円等の増額、繰入金 2,082,634 千円、地方消費税交付金 700,000 千円等の減額である。

以上の補正額を加えた累計予算額は、379,836,582 千円となる。

なお、継続費の補正は、新堤町団地建設費の廃止である。

繰越明許費は、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、静岡市民文化会館再整備事業費等の追加、清水駅東口ペDESTリアンデッキ上部工建設費等の変更、中学校特別教室空調設備整備設計業務経費等の廃止である。

また、市債の補正は、体育施設整備事業債等の追加、海洋文化施設建設事業債等の変更である。

議案第 2 号 令和 5 年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度の静岡市の土地区画整理清算金会計の補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、区画整理清算収入の増額及び繰越金の確定等に伴い、諸支出金の増額を計上した。

**議案第3号 令和5年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算
(第1号)**

令和5年度の静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の補正予算(第1号)について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、母子・父子・寡婦福祉資金費の増額を計上した。

議案第4号 令和5年度静岡市公債管理事業会計補正予算(第1号)

令和5年度の静岡市の公債管理事業会計の補正予算(第1号)について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、公債費の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

議案第5号 令和5年度静岡市競輪事業会計補正予算(第2号)

令和5年度の静岡市の競輪事業会計の補正予算(第2号)について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定及び開催費の減額に伴い、業務費及び諸支出金の増額を計上した。

議案第6号 令和5年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算(第3号)

令和5年度の静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算(第3号)について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、事業勘定において、総務費及び国民健康保険事業費納付金の減額に伴い、繰入金を減額するとともに、国民健康保険料の減額等を計上した。

また、直営診療施設勘定において、総務費の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

議案第7号 令和5年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

令和5年度の静岡市の農業集落排水事業会計の補正予算(第3号)について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、業務費の減額に伴い、市債及び県支出金の減額等を計上した。なお、市債の補正は、農業集落排水施設災害復旧事業債の変更である。

議案第 8 号 令和 5 年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度の静岡市の駐車場事業会計の補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、使用料及び手数料の減額に伴い、繰入金の増額を計上するとともに、業務費及び公債費の減額等を計上した。

なお、繰越明許費は、静岡駅北口地下駐車場管理経費において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

議案第 9 号 令和 5 年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度の静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、総務費の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

議案第 10 号 令和 5 年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度の静岡市の介護保険サービス会計の補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、使用料及び手数料の減額に伴い、繰入金の増額を計上するとともに、サービス費の増額を計上した。

議案第 11 号 令和 5 年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度の静岡市の中央卸売市場事業会計の補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、繰入金を減額するとともに、総務費の増額を計上した。

なお、繰越明許費は、施設整備事業費において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

議案第 12 号 令和 5 年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度の静岡市の後期高齢者医療事業会計の補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するとともに、繰入金の減額等を計上した。

議案第13号 令和5年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年度の静岡市の簡易水道事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用の減額に伴い、営業外収益の減額を計上した。

議案第14号 令和5年度静岡市病院事業会計補正予算（第2号）

令和5年度の静岡市の病院事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、医業収益の減額に伴い、医業外収益を増額するとともに、医業費用及び医業外費用の増額を計上した。

また、資本的収支において、寄附金の増額に伴い、基金積立金の増額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、院内主要LAN設備等賃借業務（収益的支出分）等の変更及び医療機器保守経費（令和5年度購入分）の廃止である。

議案第15号 令和5年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年度の静岡市の水道事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業外収益、特別利益及び予備費を増額するとともに、営業費用及び営業外費用の減額を計上した。

また、資本的収支において、固定資産売却代金を増額するとともに、建設改良費の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、水道料金及び下水道使用料徴収システム機器リース料（令和5年度分）の変更である。

議案第16号 令和5年度静岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年度の静岡市の下水道事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用及び営業外費用の減額に伴い、営業収益及び営業外収益を減額するとともに、予備費の増額を計上した。

また、資本的収支において、建設改良費の減額に伴い、企業債及び国庫支出金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、下水道台帳管理システム機器設置費の変更及び中島浄化センターNo.2反応タンク設備改築工事等の廃止並びに城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池汚泥掻寄機機械設備改築工事等の追加である。

議案第 17号 静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例の制定 について

南アルプスユネスコエコパークの自然環境を保全し、及び地域資源を活用するための事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 18号 静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例の制定について

美しく豊かな駿河湾の海洋環境を保全し、及び海洋資源を活用するための事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金を設置することに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 19号 静岡市事務分掌条例の一部改正について

令和6年度の組織機構改正に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 20号 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

令和6年能登半島地震などの災害が発生し、職員が被災地へ派遣され災害応急対策等の業務に従事した場合に新たな手当を支給するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 21号 静岡市手数料条例の一部改正について

戸籍法の一部改正に伴い、新たに発生する証明に係る事務の手数料について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 22号 静岡市キャンプ場条例の一部改正について

梅ヶ島キャンプ場の使用料について、宿泊のために設置するトレーラーハウスの使用料を追加するため、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 3 号 静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正について

知的障害者福祉施設の利用料金について、食事の提供に要する費用に関する規定を削除するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 4 号 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正について

精神障害者地域生活支援センターの事業について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 8 項に規定する事業に関する規定を削除するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 5 号 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

令和 6 年能登半島地震などの災害が発生し、職員が被災地へ派遣され災害応急対策等の業務に従事した場合に新たな手当を支給するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 6 号 静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例の廃止について

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症関連施策の財源のための基金を廃止するため、本条例を廃止するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 7 号 清水市職員退職料等支給条例の廃止について

昭和 37 年 11 月以前に退職した職員及びその遺族を対象に支給する退職料等について、支給対象者がいなくなったため、本条例を廃止するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 8 号 消防ヘリコプターの購入について

消防ヘリコプター一式を購入するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 2 9 号 市道路線の廃止について

道路整備に伴い、草ヶ谷東名下 1 号線ほか 1 路線を廃止するもので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第30号 市道路線の認定について

開発行為等に伴い、平和三丁目7号線ほか3路線を認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 1 号	令和5年度静岡市一般会計補正予算（第8号）	12
議案第 2 号	令和5年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）	38
議案第 3 号	令和5年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）	40
議案第 4 号	令和5年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）	42
議案第 5 号	令和5年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）	44
議案第 6 号	令和5年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）	46
議案第 7 号	令和5年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	50
議案第 8 号	令和5年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）	53
議案第 9 号	令和5年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第3号）	56
議案第 10 号	令和5年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）	58
議案第 11 号	令和5年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）	60
議案第 12 号	令和5年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）	63
議案第 13 号	令和5年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	65
議案第 14 号	令和5年度静岡市病院事業会計補正予算（第2号）	66
議案第 15 号	令和5年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）	68
議案第 16 号	令和5年度静岡市下水道事業会計補正予算（第2号）	70
議案第 17 号	静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例の制定について	73
議案第 18 号	静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例の制定について	75
議案第 19 号	静岡市事務分掌条例の一部改正について	77

議案第	20	号	静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	78
議案第	21	号	静岡市手数料条例の一部改正について	80
議案第	22	号	静岡市キャンプ場条例の一部改正について	83
議案第	23	号	静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正について	84
議案第	24	号	静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正について	85
議案第	25	号	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	86
議案第	26	号	静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例の廃止について	87
議案第	27	号	清水市職員退隠料等支給条例の廃止について	88
議案第	28	号	消防ヘリコプターの購入について	89
議案第	29	号	市道路線の廃止について	90
議案第	30	号	市道路線の認定について	91

議案第1号

令和5年度静岡市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度静岡市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,034,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379,836,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の追加及び変更は、「第5表 市債補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		140,400,000	1,000,000	141,400,000
	1 市 民 税	64,799,000	1,000,000	65,799,000
8 地 方 消 費 税 金		18,456,000	△700,000	17,756,000
	1 地 方 消 費 税 金	18,456,000	△ 700,000	17,756,000
11 軽 油 引 取 税 金		5,835,000	300,000	6,135,000
	1 軽 油 引 取 税 金	5,835,000	300,000	6,135,000
13 地 方 交 付 税		28,358,965	946,527	29,305,492
	1 地 方 交 付 税	28,358,965	946,527	29,305,492
15 分 担 金 及 び 金		759,986	△ 12,855	747,131
	1 負 担 金	746,936	△ 6,214	740,722
	2 分 担 金	13,050	△ 6,641	6,409
16 使 用 料 及 び 料		8,218,484	△ 272,632	7,945,852
	1 使 用 料	6,333,775	△ 143,000	6,190,775
	2 手 数 料	1,884,709	△ 129,632	1,755,077
17 国 庫 支 出 金		78,572,043	8,340,608	86,912,651
	1 国 庫 負 担 金	53,062,031	506,874	53,568,905

	2 国庫補助金	25,276,458	7,833,734	33,110,192
18 県支出金		21,456,693	△ 372,680	21,084,013
	1 県負担金	14,743,122	264,603	15,007,725
	2 県補助金	5,259,984	△ 637,283	4,622,701
20 寄附金		1,727,021	87,775	1,814,796
	1 寄附金	1,727,021	87,775	1,814,796
21 繰入金		6,838,560	△ 2,082,634	4,755,926
	1 基金繰入金	6,835,760	△ 2,093,000	4,742,760
	2 特別会計繰入金	2,800	10,366	13,166
22 繰越金		5,430,581	1,402,002	6,832,583
	1 繰越金	5,430,581	1,402,002	6,832,583
23 諸収入		7,809,906	29,521	7,839,427
	4 受託事業収入	2,539,175	△ 13,720	2,525,455
	5 収益事業収入	1,800,000	100,000	1,900,000
	6 雑入	3,061,704	△ 56,759	3,004,945
24 市債		38,273,800	369,200	38,643,000
	1 市債	38,273,800	369,200	38,643,000
歳入合計		370,801,750	9,034,832	379,836,582

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,039,608	△ 20,790	1,018,818
	1 議 会 費	1,039,608	△ 20,790	1,018,818
2 総 務 費		38,311,993	△ 1,024,251	37,287,742
	1 総 務 管 理 費	22,757,674	1,081,493	23,839,167
	2 企 画 費	10,768,450	△ 2,102,341	8,666,109
	3 徴 税 費	2,714,878	△ 22,696	2,692,182
	4 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	1,438,619	22,992	1,461,611
	5 選 挙 費	334,648	△ 2,210	332,438
	6 統 計 調 査 費	69,972	△ 1,784	68,188
	7 人 事 委 員 会 費	107,276	△ 92	107,184
	8 監 査 委 員 費	120,476	387	120,863
3 民 生 費		127,476,199	9,663,228	137,139,427
	1 社 会 福 祉 費	35,870,939	8,406,493	44,277,432
	2 児 童 福 祉 費	56,074,651	372,866	56,447,517
	3 生 活 保 護 費	16,374,999	639,897	17,014,896
	5 国 民 健 康 保 険 費	5,265,714	282,924	5,548,638
	6 介 護 保 険 費	11,643,793	△ 40,800	11,602,993

	7 介護保険サービス費	54,100	5,714	59,814
	8 後期高齢者医療費	1,930,100	△ 3,866	1,926,234
4 衛生費		40,597,822	△ 1,095,915	39,501,907
	1 保健衛生費	6,519,722	241,709	6,761,431
	2 保健予防費	12,331,666	△ 1,277,723	11,053,943
	3 健康対策費	4,638,725	63,942	4,702,667
	4 生活衛生費	103,962	7,600	111,562
	5 清掃費	11,558,352	△ 488,805	11,069,547
	6 簡易水道費	173,432	△ 163	173,269
	7 病院費	5,102,156	340,879	5,443,035
	8 水道費	169,807	16,646	186,453
5 労働費		554,580	△ 13,220	541,360
	1 労働費	554,580	△ 13,220	541,360
6 農林水産業費		4,605,769	△ 32,195	4,573,574
	1 農業費	1,479,034	△ 55,929	1,423,105
	2 林業費	1,567,129	21,755	1,588,884
	3 水産業費	336,604	2,015	338,619
	4 山間地振興費	955,870	748	956,618
	5 農業集落排水費	267,132	△ 784	266,348

7 商 工 費		9,537,716	△ 315,975	9,221,741
	1 商 工 費	6,306,981	△ 359,816	5,947,165
	2 観 光 費	1,972,084	△ 63,850	1,908,234
	3 港 湾 費	1,139,739	103,626	1,243,365
	4 中央卸売市場費	118,912	4,065	122,977
8 土 木 費		44,677,688	442,189	45,119,877
	1 土 木 管 理 費	642,989	14,561	657,550
	2 道路橋りょう費	21,845,075	529,843	22,374,918
	3 河 川 費	1,967,084	266,753	2,233,837
	4 都 市 計 画 費	9,025,876	△ 227,693	8,798,183
	5 住 宅 費	2,444,754	△ 95,922	2,348,832
	6 動 物 園 費	771,739	△ 505	771,234
	7 下 水 道 費	7,980,171	△ 44,848	7,935,323
9 消 防 費		11,167,062	310,920	11,477,982
	1 消 防 費	11,167,062	310,920	11,477,982
10 教 育 費		46,213,172	1,510,067	47,723,239
	1 教 育 総 務 費	4,765,780	△ 40,135	4,725,645
	2 小 学 校 費	18,770,745	144,778	18,915,523
	3 中 学 校 費	11,235,431	1,174,981	12,410,412

	4 高等学校費	1,537,005	△ 64,932	1,472,073
	5 社会教育費	3,589,512	△ 20,935	3,568,577
	6 保健体育費	6,314,699	316,310	6,631,009
11 災害復旧費		8,962,417	△ 36,226	8,926,191
	1 民生施設費 災害復旧費	410,842	△ 25,299	385,543
	4 土木施設費 災害復旧費	6,486,975	△ 10,927	6,476,048
12 公債費		37,120,000	△ 353,000	36,767,000
	1 公債費	37,120,000	△ 353,000	36,767,000
歳出合計		370,801,750	9,034,832	379,836,582

第2表 継続費補正

(廃止)

款	項	事業名	廃止の理由
8 土木費	5 住宅費	新堤町団地費 新建	新堤町団地の建設計画を再検討するため。

第3表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等施設整備費	千円 79,025
		車両管理費	18,417
		車両購入費	935
		静岡へりポート管理費	8,300
	2 企画費	海洋文化都市周辺施設整備事業費	19,000
		海洋文化施設建設事業費	837,395
	4 戸籍住民基本台帳費	登録、証明書交付事務経費(戸籍等システムプログラム変更事業)	76,568
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者施設等設備整備事業費補助金	22,857
		発達障害者支援事業費	388
		心身障害者福祉更生援護経費(障害福祉サービス等事業者管理システム改修事業)	3,000
		障害者虐待防止対策支援事業費	138
		性被害防止対策支援事業費補助金(障害児通所支援事業所等)	9,750
		施設管理運営費(しみず社会福祉事業団給水設備等改修事業)	56,900
		施設管理運営費(保健福祉複合棟空調設備改修事業)	10,000
		障害者福祉施設等整備事業費補助金	99,107

		地 域 生 活 支 援 事 業 費	3,570
		物価高騰対策重点支援給付金給付事業費 (低所得者支援及び定額減税 補足給付金給付事業)	7,951,000
	2 児童福祉費	子どもの貧困対策事業推進費	1,649
		性被害防止対策支援事業費補助金 (児童養護施設等)	150
		市立こども園等運営費 (物価高騰対策負担軽減事業)	25,000
		性被害防止対策支援事業費補助金 (私立こども園・保育所等)	7,500
		私立こども園・保育所等 物価高騰対策事業費補助金	68,300
		市立こども園等施設整備費 (性被害防止対策事業)	5,700
	6 介護保険費	介護サービス適正実施指導費 (介護保険施設事業者等 システム改修事業)	2,255
4 衛生費	1 保健衛生費	山間地診療所施設整備費	7,748
		グリーン産業創出事業費	35,000
		自然環境保全対策費 ((仮称) 南アルプスユネスコ エコパーク・ミュージアム整備事業)	400,000
	2 保健予防費	地 域 生 活 支 援 事 業 費	3,481
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業 費	90,885
	3 健康対策費	一 般 管 理 費 (保健福祉複合棟空調設備改修事業)	40,000
		個 別 健 康 診 査 経 費	14,448
	4 生活衛生費	動物指導センター運営経費 (動物指導センター改修事業)	7,600
	5 清掃費	施 設 整 備 費 (沼 上 清 掃 工 場)	107,580

		沼上最終処分場運営経費	59,400
		清水貝島最終処分場運営経費	95,700
	6 簡易水道費	飲料水供給施設等整備費補助金	12,659
6 農産 林業 水費	1 農業費	茶振興事業補助金	2,492
		農道等維持管理費 (農道ツセイ線外3)	31,931
		農道等新設改良事業費(市単) (農道坂ノ上東線外1)	38,463
	2 林業費	林道維持管理費(市単) (林道小河内川線外7)	93,302
		林道整備事業費(道交) (林道一本杉峠線外2)	143,000
		林業専用道整備事業費(公共) (林業専用道梅地スネ沢線外1)	64,900
		林道整備事業費(市単) (林道高山線外3)	77,515
		治山事業費 (小坂外1)	20,026
	3 水産業費	漁港維持管理経費 (用宗漁港施設機能強化事業外1)	23,260
		漁港・海岸維持工事費	10,000
		フィッシャリーナ維持管理経費	1,420
		海岸保全施設整備事業費 (用宗漁港海岸保全施設)	47,700
	4 山間地費	農山村振興施設管理経費	7,345
7 商工費	3 港湾費	清水港海づり公園建設事業費	204,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装整備事業費(防交) ((県) 奈良間手越線外4)	189,420

		道路舗装整備事業費（市単） （入船町船越線外31）	321,844
		道路自然災害防除事業費（防交） （（主）井川湖御幸線）	33,500
		道路自然災害防除事業費（道交） （関の沢1号線外1）	63,820
		防災・減災対策等強化事業推進費 （（県）三ツ峰落合線外1）	95,000
		道路附属施設更新事業費（防交） （（国）150号外4）	84,300
		道路改良事業費（社総交） （（主）山脇大谷線外3）	377,450
		道路改良事業費（道交） （中野小鹿線外6）	328,130
		道路改良事業費（緊防） （（主）梅ヶ島温泉昭和線外90）	1,689,401
		橋りょう整備事業費（道交） （坂本線外1）	54,760
		橋りょう整備事業費（公共） （（県）静岡焼津線外33）	2,011,236
		橋りょう整備事業費（市単） （（県）静岡清水自転車道線外21）	107,318
		橋りょう整備事業費（緊防） （清地1号線外1）	46,200
	3 河川費	河川改修事業費（防交） （高橋花の木公園外6）	504,180
		河川改修事業費（公共） （大内新田地区地質調査外1）	48,152
	4 都市計画費	開発行為等事務費 （盛土規制法既存盛土等検討事業）	17,810
		鉄道軌道安全輸送設備等整備費補助金	35,000
		恩田原・片山土地区画整理事業費 （社総交）	168,807
		恩田原・片山土地区画整理事業補助金 （市単）	267,800

		恩田原・片山土地区画整理事業費 (市単)	11,000
		静岡駅周辺整備事業費 (都市構造)	48,818
		清水駅周辺整備推進事業費 (清水駅東口ペDESTリアンデッキ 整備事業)	568,207
		清水駅周辺整備推進事業費 (島崎町新港町線江尻側 エントランス)	23,400
		街路整備事業費(社総交) (清水港三保線外2)	226,160
		街路整備事業費(防交) (宮前岳美線外2)	64,544
		街路整備事業費(市単) (清水港三保線外10)	73,973
		公園整備事業費(社総交) (大浜公園外2)	481,457
		公園整備事業費(防交) (公園施設長寿命化事業外1)	66,301
		公園整備事業費(都市構造) (駿府城公園)	6,000
		公園整備事業費(市単) (日本平公園外3)	44,439
		街区公園整備事業費(市単) (仮称)鳥坂高架下公園外5)	104,381
		地籍調査事業費 (築地町・港町二丁目地区外5)	78,800
	5 住宅費	地域居住機能再生推進事業費	63,316
9 消防費	1 消防費	消火栓設置費負担金	30,229
		防災施設維持管理経費 (静岡型災害時総合 情報サイト構築事業)	270,000
		防災施設維持管理経費 (同報無線デジタル化整備事業)	50,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	20,000

10 教育費	2 小学校費	校舎等補修費 (清水高部東小学校)	10,320
		校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業)	217,000
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業)	414,200
	3 中学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業)	1,034,000
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業)	290,700
	5 社会教育費	文化財整備活用事業費 (史跡小島陣屋跡保存整備事業)	48,758
	6 保健体育費	スポーツ施設維持管理経費 (清水長崎新田スポーツ交流センター空調設備改修事業)	11,500
		スポーツ施設維持管理経費 (清水庵原球場整備事業)	194,000
		学校給食費負担軽減事業費	240,000

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前 千円	補正後 千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路自然災害防除事業費(市単) ((主) 藤枝黒俣線外36)	100,000	401,770
		道路附属施設更新事業費(市単) ((国) 150号外3)	75,000	129,396
		道路改良事業費(公共) ((国) 150号外6)	162,540	396,509
		道路改良事業費(市単) (平野4号線外63)	20,000	736,020
		交通安全施設整備事業費(防交) ((県) 平山草薙停車場線外40)	65,000	265,893
		交通安全施設整備事業費(公共) ((主) 山脇大谷線外4)	107,120	172,120
		交通安全施設整備事業費(市単) ((国) 150号外38)	62,000	162,144
	3 河川費	河川改修事業費(市単) ((準) 新川外33)	85,000	596,489
	4 都市計画費	街路整備事業費(公共) (水道町伊呂波町線外3)	107,820	194,560
		街路整備事業費(緊防) (静岡駅賤機線外9)	36,770	212,609
9 消防費	1 消防費	常備消防装備整備費	277,424	345,787
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	単独災害復旧事業費 (農道戸倉和田島線外1)	25,499	184,009

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと寄附金管理等業務経費	自 令和6年度 至 令和8年度	<p>令和6年度から令和8年度の各年度における返礼品の調達、配送に要する額及び各年度の寄附額の合計額に100分の8を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む）に相当する額。</p> <p>令和6年度にふるさと寄附金管理等業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和6年度以降3年間で支払う。</p>
静岡市民文化会館再整備事業費	自 令和6年度 至 令和9年度	<p style="text-align: right;">12,378,000千円</p> <p>令和6年度に静岡市民文化会館再整備工事請負契約を締結し、その金額を令和6年度以降4年間で支払う。</p>
脱炭素先行地域再エネ設備導入事業補助金	令和6年度	<p style="text-align: right;">4,500千円</p> <p>令和5年度に脱炭素先行地域再エネ設備等導入事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和6年度に交付する。</p>
小学校教室等改修事業費	令和6年度	<p style="text-align: right;">9,374千円</p> <p>令和5年度に小学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。</p>
中学校教室等改修事業費	令和6年度	<p style="text-align: right;">21,085千円</p> <p>令和5年度に中学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。</p>

事 項	区分	期 間	限 度 額
＜ 追 加 後 公 園 査 費 仮 設 掘 設 調 置 ＞	追 加 前	自平成29年度 至令和6年度	6,123千円
	追 加 後	自平成29年度 至令和7年度	7,113千円
海 洋 文 化 施 設 費 整 備 事 業	追 加 前	自令和5年度 至令和22年度	16,960,000千円に金利変動、物価変動及び需要変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
	追 加 後	自令和5年度 至令和23年度	16,960,000千円に金利変動、物価変動及び需要変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
海 洋 文 化 施 設 費 設 計 ・ 建 設 モ ニ タ リ ン グ 支 援 業 務 経 費	追 加 前	自令和5年度 至令和7年度	60,400千円
	追 加 後	自令和5年度 至令和8年度	60,400千円
清 水 斎 場 建 設 事 業 費 用 地 取 得	追 加 前	自令和5年度 至令和6年度	566,200千円
	追 加 後	自令和5年度 至令和7年度	566,200千円
日 本 平 南 矢 部 線 業 費 道 路 整 備 事 業 費 用 地 取 得	追 加 前	自令和5年度 至令和6年度	190,000千円
	追 加 後	自令和5年度 至令和7年度	190,000千円

(変 更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
住民情報系 仮想機器等設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	600,000千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	518,585千円
市政総合ネットワーク システムサーバー 機器等設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	621,600千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	577,472千円
市政総合ネットワーク パソコン設置費 (令和5年度分)	変更前	自令和6年度 至令和10年度	934,800千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	540,759千円
広域イーサネット サービス機器等設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	32,200千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	31,845千円
駿河地区 通信機器等設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	218,400千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	201,903千円
電算事後処 理費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	10,000千円
	変更後	自令和6年度	8,990千円
	変更後	至令和10年度	

課税資料イメージシステム ファイリング装置 機器等設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	9,200千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	6,330千円
子ども子育て支援業務用 高速プロセッサ 機器設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	6,396千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	6,037千円
児童相談一体化システム 機器設置費	変更前	自令和6年度 至令和11年度	98,970千円
	変更後	自令和6年度 至令和11年度	89,872千円
大気汚染常時監視 テレメータシステム （ハードウェア分）	変更前	自令和6年度 至令和10年度	6,600千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	5,745千円
大気汚染常時監視 テレメータシステム （ソフトウェア分）	変更前	自令和6年度 至令和10年度	14,700千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	12,205千円
不燃・粗大ごみ戸別 収集運搬業務経費 （沼上収集センター分）	変更前	自令和6年度 至令和7年度	111,500千円
	変更後	自令和6年度 至令和7年度	111,100千円
沼上清掃工場の 低圧蒸気復水器 インバスター 改修事業 費用等費	変更前	令和6年度	140,000千円
	変更後	令和6年度	139,150千円

企業立地促進事業 補助金 (令和5年度分その2)	変更前	自令和6年度 至令和8年度	149,732千円
	変更後	自令和6年度 至令和8年度	149,595千円
道路台帳システム 機器設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	11,200千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	9,306千円
CADシステム 機器設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	6,535千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	6,450千円
一般県道 一富士由尾 寺上工建設 道線橋費	変更前	自令和6年度 至令和7年度	290,000千円
	変更後	令和6年度	222,740千円
静岡都心地区 市デザイン指 作成等業務経 区針費	変更前	令和6年度	55,000千円
	変更後	令和6年度	54,978千円
静岡都心地区 建物更新 検討業務 区法費	変更前	令和6年度	18,500千円
	変更後	令和6年度	13,915千円
清水駅前 ペデストリアン 上部工建設 口キ費	変更前	令和6年度	925,500千円
	変更後	令和6年度	415,669千円

清水駅東口 ペストリアンデッキ 下部工建設費	変更前	令和6年度	227,700千円
	変更後	令和6年度	21,103千円
市営住宅 給湯設備設置費 (東新田高層団地1号棟)	変更前	自令和6年度 至令和13年度	42,407千円
	変更後	自令和6年度 至令和13年度	27,328千円
小・中学校校務支援 システム機器設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	1,620,000千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	1,599,200千円
御殿原書業院 移築復原費	変更前	令和6年度	44,050千円
	変更後	令和6年度	7,074千円
御殿原書業院 移築復原監理業務経費	変更前	令和6年度	4,466千円
	変更後	令和6年度	3,400千円
図書館電算システム 機器設置費	変更前	自令和6年度 至令和10年度	380,550千円
	変更後	自令和6年度 至令和10年度	308,747千円

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
上 P F I 土 ア ド バ 団 イ ザ リ 地 一 費 業 務 経	自 令 和 5 年 度 至 令 和 6 年 度	31,680 千円
後 期 高 齡 者 医 療 處 理 費 広 域 連 合 電 算 処 理 費 シ ス テ ム 機 器 等 設 置 費	自 令 和 6 年 度 至 令 和 10 年 度	25,520 千円
市 給 湯 營 設 備 住 設 置 宅 費 (伝 馬 町 新 田 号 棟)	自 令 和 6 年 度 至 令 和 13 年 度	4,081 千円
市 給 湯 營 設 備 住 設 置 宅 費 (東 新 田 西 団 地 1・2 号 棟)	自 令 和 6 年 度 至 令 和 13 年 度	6,090 千円
市 給 湯 營 設 備 住 設 置 宅 費 (富 士 見 団 地 A 棟)	自 令 和 6 年 度 至 令 和 13 年 度	6,888 千円
市 給 湯 營 設 備 住 設 置 宅 費 (清 水 三 光 町 団 地)	自 令 和 6 年 度 至 令 和 13 年 度	5,502 千円
市 給 湯 營 設 備 住 設 置 宅 費 (清 水 北 矢 部 団 地)	自 令 和 6 年 度 至 令 和 13 年 度	1,954 千円

中学校特別教室空調設備 整備設計業務経費	令和6年度	134,000千円
-------------------------	-------	-----------

第5表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	千円 1,900	1 借入先	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
体育施設整備事業	119,200	政府、銀行その他		
斎場災害復旧事業	7,600	2 借入方法		
		普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
		3 借入時期 令和5年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(変 更)

△印は減

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
車 両 管 理 事 業	39,700	4,800	44,500
企 画 調 整 事 業	8,000	△ 8,000	0
海洋文化施設建設事業	2,596,900	△ 2,411,900	185,000
老人福祉施設整備事業	27,400	6,600	34,000
障 害 者 福 祉 施 設 整 備 事 業	241,900	21,900	263,800
児童クラブ室整備事業	26,200	△ 11,100	15,100
環境政策施設整備事業	5,400	200,000	205,400
健康増進施設整備事業	58,500	36,000	94,500
動物指導センター 整 備 事 業	2,200	6,800	9,000
資源循環啓発施設 整 備 事 業	8,000	2,000	10,000
清掃工場施設整備事業	1,950,800	△ 166,300	1,784,500
農道等新設改良事業	215,500	△ 57,300	158,200
林 道 事 業	383,600	17,800	401,400
商 工 総 務 事 業	98,300	4,500	102,800
港 湾 建 設 事 業	446,300	206,200	652,500
道 路 維 持 事 業	1,630,000	48,300	1,678,300
道路新設改良事業	7,706,400	230,500	7,936,900
交通安全施設整備事業	320,100	10,100	330,200

橋りょう整備事業	1,207,000	144,800	1,351,800
河川改修事業	1,182,300	168,000	1,350,300
土地区画整理組合 指導事業	238,600	9,900	248,500
清水駅周辺 開発推進事業	448,700	△ 427,500	21,200
街路築造事業	602,100	66,600	668,700
公園整備事業	968,000	△ 29,300	938,700
公営住宅建設事業	386,200	△ 44,300	341,900
消防施設整備事業	848,200	19,500	867,700
災害対策事業	255,100	33,600	288,700
小学校建設事業	138,800	507,400	646,200
中学校建設事業	377,200	1,053,700	1,430,900
文化財保護事業	128,400	19,000	147,400
児童福祉施設 災害復旧事業	82,300	△ 30,100	52,200
林道災害復旧事業	381,200	90,300	471,500
漁港災害復旧事業	40,000	△ 6,100	33,900
道路橋りょう 災害復旧事業	2,200,200	△ 210,300	1,989,900
河川災害復旧事業	388,200	701,900	1,090,100
文化財災害復旧事業	8,700	20,400	29,100
体育施設災害復旧事業	66,600	12,100	78,700

議案第2号

令和5年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の土地区画整理清算金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,366千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 区画整理収入		千円 1,297	千円 8,017	千円 9,314
	1 区画整理収入	1,297	8,017	9,314
2 繰越金		1	1,689	1,690
	1 繰越金	1	1,689	1,690
3 諸収入		2	660	662
	1 延滞金	1	660	661
歳入合計		1,300	10,366	11,666

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸支出金		千円 1,300	千円 10,366	千円 11,666
	1 一般会計繰出金	1,300	10,366	11,666
歳出合計		1,300	10,366	11,666

議案第3号

令和5年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ593,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		59,990	224,314	284,304
	1 繰越金	59,990	224,314	284,304
歳入合計		369,500	224,314	593,814

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 母子・父子・寡婦福祉資金費		369,500	224,314	593,814
	1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	360,000	224,314	584,314
歳出合計		369,500	224,314	593,814

議案第4号

令和5年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の公債管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,853,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 繰入金		43,940,900	△ 353,000	43,587,900
	1 他会計繰入金	37,111,000	△ 353,000	36,758,000
歳入合計		60,206,000	△ 353,000	59,853,000

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		60,205,900	△ 353,000	59,852,900
	1 公債費	60,205,900	△ 353,000	59,852,900
歳出合計		60,206,000	△ 353,000	59,853,000

令和5年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）

令和5年度静岡市の競輪事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,772,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰越金		300,788	447,851	748,639
	1 繰越金	300,788	447,851	748,639
歳入合計		30,324,788	447,851	30,772,639

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 業務費		786,737	523,114	1,309,851
	1 業務費	786,737	523,114	1,309,851
2 開催費		29,328,051	△ 175,263	29,152,788
	1 開催費	29,328,051	△ 175,263	29,152,788
3 諸支出金		200,000	100,000	300,000
	1 一般会計繰出金	200,000	100,000	300,000
歳出合計		30,324,788	447,851	30,772,639

令和5年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

令和5年度静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,783,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)
歳

入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		12,515,045	△ 141,624	12,373,421
	1 国民健康保険料	12,515,045	△ 141,624	12,373,421
8 繰入金		5,691,851	△ 58,696	5,633,155
	1 他会計繰入金	5,191,851	291,304	5,483,155
	2 基金繰入金	500,000	△ 350,000	150,000
歳入合計		67,872,227	△ 200,320	67,671,907

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,282,233	△ 40,870	1,241,363
	1 総務管理費	688,163	△ 22,670	665,493
	2 徴収費	592,518	△ 18,200	574,318
3 国民健康保険 事業費納付金		18,198,197	△ 167,508	18,030,689
	1 医療給付費分	12,075,287	△ 141,971	11,933,316
	2 後期高齢者分 支援金等分	4,641,016	△ 73,012	4,568,004
	3 介護納付金分	1,481,894	47,475	1,529,369
10 予備費		427,277	8,058	435,335
	1 予備費	427,277	8,058	435,335
歳出合計		67,872,227	△ 200,320	67,671,907

第1表 歳入歳出予算補正 (直営診療施設勘定)

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		92,601	△ 8,380	84,221
	1 一般会計繰入金	61,263	△ 8,380	52,883
歳入合計		120,063	△ 8,380	111,683

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		81,002	△ 8,380	72,622
	1 施設管理費	80,896	△ 8,380	72,516
歳出合計		120,063	△ 8,380	111,683

令和5年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

令和5年度静岡市の農業集落排水事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,404千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 県 支 出 金		32,311	△ 25,000	7,311
	1 県 補 助 金	32,311	△ 25,000	7,311
3 繰 入 金		267,132	△ 784	266,348
	1 一般会計繰入金	267,132	△ 784	266,348
4 繰 越 金		1,010	380	1,390
	1 繰 越 金	1,010	380	1,390
6 市 債		50,300	△ 25,000	25,300
	1 市 債	50,300	△ 25,000	25,300
歳 入 合 計		430,160	△ 50,404	379,756

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 業 務 費		253,813	△ 50,784	203,029
	1 業 務 費	253,813	△ 50,784	203,029
4 予 備 費		1,000	380	1,380
	1 予 備 費	1,000	380	1,380
歳 出 合 計		430,160	△ 50,404	379,756

第2表 市債補正

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
農業集落排水施設 災害復旧事業	32,500	△ 25,000	7,500

令和5年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）

令和5年度静岡市の駐車場事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,193千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び料 手 数		千円 79,543	千円 △ 13,839	千円 65,704
	1 使用料	79,543	△ 13,839	65,704
2 繰入金		71,970	3,030	75,000
	1 一般会計繰入金	71,970	3,030	75,000
3 繰越金		100	15	115
	1 繰越金	100	15	115
4 諸収入		657	601	1,258
	1 預金利子	1	3	4
	2 雑収入	656	598	1,254
歳入合計		152,270	△ 10,193	142,077

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 業務費		千円 104,693	千円 △ 23	千円 104,670
	1 業務費	104,693	△ 23	104,670
2 公債費		47,477	△ 10,170	37,307
	1 公債費	47,477	△ 10,170	37,307
歳出合計		152,270	△ 10,193	142,077

第2表 繰越明許費

(追 加)

款	項	事業名	金額
1 業務費	1 業務費	静岡駅北口地下駐車場管理経費 (駐車設備修繕業務)	千円 23,903

令和5年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和5年度静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,924,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 繰入金		11,136,848	△ 22,000	11,114,848
	1 一般会計繰入金	11,136,848	△ 22,000	11,114,848
歳入合計		73,946,456	△ 22,000	73,924,456

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,395,455	△ 22,000	1,373,455
	1 総務管理費	1,070,123	△ 22,000	1,048,123
歳出合計		73,946,456	△ 22,000	73,924,456

議案第10号

令和5年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の介護保険サービス会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 46,990	千円 △ 5,036	千円 41,954
	1 使用料	42,583	△ 4,332	38,251
	2 手数料	4,407	△ 704	3,703
2 繰入金		54,100	5,714	59,814
	1 一般会計繰入金	54,100	5,714	59,814
歳入合計		101,600	678	102,278

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費		千円 101,100	千円 678	千円 101,778
	1 サービス事業費	101,100	678	101,778
歳出合計		101,600	678	102,278

令和 5 年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度静岡市の中央卸売市場事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0 2, 0 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 8 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		147,712	△ 24,052	123,660
	1 一般会計繰入金	118,912	4,065	122,977
	2 基金繰入金	28,800	△ 28,117	683
4 繰越金		21,000	28,117	49,117
	1 繰越金	21,000	28,117	49,117
歳入合計		698,012	4,065	702,077

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		696,012	4,065	700,077
	1 総務管理費	690,953	4,065	695,018
歳出合計		698,012	4,065	702,077

第2表 繰越明許費

(追 加)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	施設整備事業費 (冷蔵設備取替修繕業務)	千円 10,890

議案第12号

令和5年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の後期高齢者医療事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,780,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療 保険料	8,446,600	37,357	8,483,957
	1 後期高齢者医療 保険料	8,446,600	37,357	8,483,957
2	繰入金	1,930,100	△ 3,866	1,926,234
	1 一般会計繰入金	1,930,100	△ 3,866	1,926,234
3	繰越金	330,000	16,245	346,245
	1 繰越金	330,000	16,245	346,245
歳入合計		10,731,000	49,736	10,780,736

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療 広域連合納付金	10,709,200	49,736	10,758,936
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	10,709,200	49,736	10,758,936
歳出合計		10,731,000	49,736	10,780,736

令和5年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和5年度簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収 入		
第1款	簡易水道事業収益	148,446千円	△163千円	148,283千円
第2項	営業外収益	132,329千円	△163千円	132,166千円
		支 出		
第1款	簡易水道事業費用	133,390千円	△163千円	133,227千円
第1項	営業費用	120,600千円	△163千円	120,437千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分損益勘定留保資金等 14,491千円及び当年度未処分利益剰余金 13,409千円」を「減債積立金 2,473千円、当年度分損益勘定留保資金 12,711千円及び当年度未処分利益剰余金 12,716千円」に改める。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職員給与費	24,876千円	△103千円	24,773千円

第5条 予算第7条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
92,736千円	△163千円	92,573千円

第6条 予算第8条に定めた利益剰余金の処分の金額を次のように改める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。	12,716千円
-----------------------------	----------

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和5年度静岡市病院事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和5年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		(補正前)	(補正後)	
(2) 患者数	年間延患者数	入院	126,868人	116,983人
		外来	172,528人	163,094人
1日平均患者数	入院	347人	320人	
	外来	710人	671人	

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	12,869,312千円	217,953千円	13,087,265千円
第1項 医業収益	10,589,678千円	△360,068千円	10,229,610千円
第2項 医業外収益	2,279,634千円	578,021千円	2,857,655千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,869,312千円	217,953千円	13,087,265千円
第1項 医業費用	12,531,881千円	155,453千円	12,687,334千円
第2項 医業外費用	336,431千円	62,500千円	398,931千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	745,181千円	1,000千円	746,181千円
第6項 寄附金	0千円	1,000千円	1,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,466,000千円	1,000千円	2,467,000千円
第4項 基金積立金	8千円	1,000千円	1,008千円

第5条 予算第5条中

「

院内主要LAN設備等賃借業務 (収益的支出分)	令和6～10年度	49,115千円
院内主要LAN設備等賃借業務 (資本的支出分)	令和6～10年度	98,020千円

」を

「

院内主要LAN設備等賃借業務 (収益的支出分)	令和6～10年度	32,120千円
院内主要LAN設備等賃借業務 (資本的支出分)	令和6～10年度	97,680千円

」

に改め、

「

医療機器保守経費 (令和5年度購入分)	令和6～11年度	300,000千円
------------------------	----------	-----------

」を

廃止する。

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	6,580,308千円	52,159千円	6,632,467千円

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のように改める。

(既決額)	(補正額)	(計)
1,530,000千円	30,000千円	1,560,000千円

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和5年度静岡市水道事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（補正前）	（補正後）
（4） 主要な建設改良事業		
水道整備費	7,010,160千円	6,988,033千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決額）	（補正額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	水道事業収益	12,271,273千円	39,326千円	12,310,599千円
第2項	営業外収益	783,181千円	19,149千円	802,330千円
第3項	特別利益	17,491千円	20,177千円	37,668千円
		支 出		
第1款	水道事業費用	10,817,117千円	26,660千円	10,843,777千円
第1項	営業費用	9,916,454千円	△57,029千円	9,859,425千円
第2項	営業外費用	899,663千円	△16,311千円	883,352千円
第3項	予備費	1,000千円	100,000千円	101,000千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,583,336千円は、減債積立金 2,207,325千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 571,678千円、過年度分損益勘定留保資金 1,449,145千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,355,188千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,560,285千円は、減債積立金 2,207,325千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 571,678千円、過年度分損益勘定留保資金 1,449,145千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,332,137千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
	収 入			
第1款	資 本 的 収 入	4,092,000 千円	924 千円	4,092,924 千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	7 千円	924 千円	931 千円
	支 出			
第1款	資 本 的 支 出	9,675,336 千円	△22,127 千円	9,653,209 千円
第1項	建 設 改 良 費	7,158,578 千円	△22,127 千円	7,136,451 千円

第5条 予算第5条の表中

水道料金及び下水道使用料徴収システム機器リース料 (令和5年度分)	令和6～10年度	202,695千円	を
--------------------------------------	----------	-----------	---

水道料金及び下水道使用料徴収システム機器リース料 (令和5年度分)	令和6～10年度	166,539千円	に
--------------------------------------	----------	-----------	---

改める。

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,547,520 千円	△62,821 千円	1,484,699 千円

第7条 予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
94,377 千円	476 千円	94,853 千円

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和5年度静岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和5年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	(補正前)	(補正後)
(4) 主要な建設改良事業		
下水道整備事業	10,880,433千円	10,484,995千円
下水道管渠布設等	17,107m	18,495m

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 下水道事業収益	22,796,171千円	△48,539千円	22,747,632千円
第1項 営業収益	16,581,433千円	△33,946千円	16,547,487千円
第2項 営業外収益	6,214,738千円	△14,593千円	6,200,145千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	22,105,780千円	△60,223千円	22,045,557千円
第1項 営業費用	20,158,177千円	△9,668千円	20,148,509千円
第2項 営業外費用	1,946,603千円	△60,555千円	1,886,048千円
第3項 予備費	1,000千円	10,000千円	11,000千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,832,944千円は、減債積立金 1,406,370千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 638,532千円及び当年度分損益勘定留保資金 6,788,042千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,899,692千円は、減債積立金 1,480,257千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 631,393千円及び当年度分損益勘定留保資金 6,788,042千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
		収 入		
第1款	資 本 的 収 入	12,682,000 千円	△473,310 千円	12,208,690 千円
第1項	企 業 債	9,998,200 千円	△298,800 千円	9,699,400 千円
第3項	国庫(県)支出金	2,119,681 千円	△174,510 千円	1,945,171 千円
		支 出		
第1款	資 本 的 支 出	21,514,944 千円	△406,562 千円	21,108,382 千円
第1項	建 設 改 良 費	10,927,944 千円	△406,562 千円	10,521,382 千円

第5条 予算第5条の表中

「

下水道台帳管理システム機器設置費	令和6～10年度	35,769千円
------------------	----------	----------

を

」

「

下水道台帳管理システム機器設置費	令和6～10年度	22,784千円
------------------	----------	----------

に、

」

「

渋川雨水ポンプ場整備事業(その1)	令和6年度	60,000千円
渋川雨水ポンプ場整備事業(その2)	令和6～7年度	200,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業	令和6年度	500,000千円
高松浄化センター消毒機械設備改築工事	令和6～7年度	99,050千円
高松浄化センター消毒電気設備改築工事	令和6～7年度	138,454千円
高松浄化センター雨水沈砂池機械設備改築工事	令和6～7年度	923,155千円
高松浄化センター雨水沈砂池電気設備改築工事	令和6～7年度	195,096千円
城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池機械設備改築工事	令和6年度	210,626千円
城北浄化センターNo.3・4最終沈殿池電気設備改築工事	令和6年度	46,269千円
城北浄化センター不活性ガス消火設備及び屋内消火栓設備改築工事	令和6年度	89,397千円
城北浄化センター自動火災報知設備及び誘導灯改築工事	令和6年度	80,850千円
中島浄化センター汚水ポンプ機械設備改築工事	令和6～7年度	811,655千円

を

」

中島浄化センター汚水ポンプ電気設備改築工事	令和6～7年度	253,994千円
中島浄化センターNo.2 反応タンク設備改築工事	令和6～7年度	650,971千円

高松処理区外下水道管路施設改築事業	令和6年度	500,000千円
高松浄化センター雨水沈砂池機械設備改築工事	令和6～7年度	923,155千円
高松浄化センター雨水沈砂池電気設備改築工事	令和6～7年度	195,096千円
城北浄化センター不活性ガス消火設備及び屋内消火栓設備改築工事	令和6年度	89,397千円
城北浄化センター自動火災報知設備及び誘導灯改築工事	令和6年度	80,850千円
中島浄化センター汚水ポンプ機械設備改築工事	令和6～7年度	811,655千円
中島浄化センター汚水ポンプ電気設備改築工事	令和6～7年度	253,994千円

改め、

城北浄化センターNo.3・4 最終沈殿池汚泥掻寄機機械設備改築工事	令和6～7年度	542,134千円
城北浄化センターNo.3・4 最終沈殿池汚泥掻寄機電気設備改築工事	令和6～7年度	107,080千円
長田浄化センター計測設備改築工事	令和6～7年度	353,361千円

追加する。

第6条 予算第6条に定めた企業債限度額「9,998,200千円」を「9,699,400千円」に改める。

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,562,813千円	△4,965千円	1,557,848千円

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例の制定について

静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金条例

(設置)

第1条 南アルプスユネスコエコパーク（国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域として登録された南アルプスの地域をいう。）の自然環境を保全し、及び地域資源を活用するための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例の制定について

静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金条例

(設置)

第1条 美しく豊かな駿河湾の海洋環境を保全し、及び海洋資源を活用するための事業（以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市美しく豊かな駿河湾保全活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業のための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予

算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市事務分掌条例の一部改正について

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総室及び」を削り、「危機管理総室」を「危機管理局」に、「企画局」を「総合政策局」に改め、同条総合政策局の事務分掌（1）中「重要政策」を「政策」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（静岡市国民保護協議会条例の一部改正）

- 2 静岡市国民保護協議会条例（平成18年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第5条中「危機管理総室」を「危機管理局」に改める。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 災害応急対策等業務手当

第5条第2項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(災害応急対策等業務手当)

第9条の2 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策若しくは災害復旧の業務に従事したとき、又は職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務に従事したときに支給する。

別表中

「

	有害鳥獣捕獲等業務手当	日額 440円
--	-------------	---------

」

「

	有害鳥獣捕獲等業務手当	日額 440円
災害応急対策等業務手当		日額 900円

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条、第9条の2及び別表の規定は、令和6年1月1日から適用する。

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき 450円	を
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明	1通につき 750円	
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円	に、
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき 750円	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明	1通につき 350円	を

戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明又は同法120条の6第1項の届書等情報の内容の証明	1通につき 350円	に、
--	------------	----

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき 350円	を
---	--------------	---

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	に、
--	--------------------------------	----

身分に関する証明	1枚につき 300円	を
----------	------------	---

身分に関する証明	1枚につき 300円	に
戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件につき 400円	

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件につき 700円</p>
---	-------------------

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

静岡市キャンプ場条例の一部改正について

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 8 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	テント持込料	1 張	670円	340円	無料
--	--------	-----	------	------	----

を

「

	トレーラーハウス	1 台	9,800円	5,400円	2,650円
	テント持込料	1 張	670円	340円	無料

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市キャンプ場条例別表の規定に基づく静岡市梅ヶ島キャンプ場の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

議案第23号

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部改正について

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

静岡市知的障害者福祉施設条例(平成15年静岡市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「支援法第29条第1項に規定する特定費用の額として規則で定める額及び」
を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部改正について

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を削り、同条第2号中「法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第6条第1項中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 8 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「及び教育業務連絡指導手当」を「、教育業務連絡指導手当及び災害応急対策等業務手当」に改め、同条中第 8 項を第 10 項とし、第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 災害応急対策等業務手当は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生した本市の区域外の地域に派遣された第 2 条第 2 号に規定する職員（当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）が災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したときに支給する。

7 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 900 円（1 日の作業時間が 3 時間に満たないときは、450 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

議案第26号

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例の廃止について

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例を廃止する条例

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例（令和2年静岡市条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

議案第27号

清水市職員退隠料等支給条例の廃止について

清水市職員退隠料等支給条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

清水市職員退隠料等支給条例を廃止する条例

清水市職員退隠料等支給条例（昭和37年清水市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

消防ヘリコプターの購入について

消防ヘリコプターを次のとおり購入する。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	品名	消防ヘリコプター
2	規格及び数量	消防ヘリコプター 一式
3	契約方法	一般競争入札
4	契約金額	2,794,000,000円
5	納入業者	住所 兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号 業者 川崎重工業株式会社 役職・名前 代表取締役・橋本 康彦

議案第 29 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

令和 6 年 2 月 8 日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	草ヶ谷東名下 1 号線	静岡市清水区草ヶ谷 48 番 5 地先	_____
		静岡市清水区草ヶ谷 58 番 1 地先	
2	草ヶ谷東名下 3 号線	静岡市清水区草ヶ谷 50 番 2 地先	_____
		静岡市清水区草ヶ谷 55 番 9 地先	

議案第30号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和6年2月8日提出

静岡市長 難波喬司

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	平和三丁目7号線	静岡市葵区平和三丁目229番11地先		—————
		静岡市葵区平和三丁目229番16地先		
2	幸庵新田10号線	静岡市葵区幸庵新田145番3地先		—————
		静岡市葵区幸庵新田145番1地先		
3	追分二丁目12号線	静岡市清水区追分二丁目127番3地内		—————
		静岡市清水区追分二丁目1912番64地先		
4	有東市宮住宅6号線	静岡市駿河区有明町159番地内		—————
		静岡市駿河区有明町159番地内		